

令和2年8月4日

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除について

九州経済産業局から、別紙1の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙2のとおり九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

指定の解除事業者数 4事業者 指定旧供給地点群数 7地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
西部ガスエネルギー株式会社 (法人番号 3290001038297)	1. 大野つつじヶ丘団地 2. 女の都団地 3. 長与団地 4. 喜々津シーサイドタウン
株式会社エコア (法人番号 8290001014649)	1. 安住団地
長崎西彼農業協同組合 (法人番号 5310005002006)	1. 長与ニュータウン
日米礦油株式会社 (法人番号 3120001049022)	1. 新谷山団地

(別紙2)

経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20200625九州第44号  
令和2年8月4日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和2年6月24日付け20200623九州第25号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。